

# 圧巻！大谷採石場と巨大空間 石の蔵ランチとSL大樹

～モダニズムに触れ、美食に酔い、格別な時間とあじわう～



## 全商品国内産野菜使用

保存料、人工着色料は一切使用しておりません。



## 栃木産だいこん



ギフトもございます

### ☆☆☆旅のポイント☆☆☆

- ①地下30mに広がる巨大空間はとても神秘的！まるで地下神殿
- ②創業200m余年、伝統を今に伝える生きた採石場を探索
- ③大谷石の倉庫を利用したオシャレなお店で創作和食
- ④化学調味料無添加！お醤油屋さんのお漬物。ちょっとびりプレゼント有♪
- ⑤SL大樹 昭和を感じさせる懐かしい車両たち

※写真はイメージです。

**旅行期日:令和3年6月13日(日)**

**旅行代金:お一人様 18,500円**

**募集人員:20名様** 最少催行人員12名様  
(定員になり次第締切)

**申込締切:令和3年5月17日(月)**

**申込金:10,000円**

※最少催行人員に満たない場合は中止となります。

※全行程添乗員同行。バスガイドは乗務いたしません。

**利用交通機関:大越観光バス又は同等クラス(車内禁煙)**

#### ○参加されるお客様へのお願い○

●出発日の前日から起算して14日以内に、発熱・呼吸困難・倦怠感・味覚・臭覚などの異常などの症状や海外旅行歴、コロナウイルス感染の診断を受けた方と濃厚接触された疑いのある場合は、弊社までご連絡ください。●ツアー当日に検温の上、健康チェックシートに記入し必ず提出してください。発熱・喉の痛みなどの症状がある方はご参加いただけません。●ツアー中に体調不良・味覚臭覚に異常が現れた場合は、ツアーを離団していただき、最寄りの保健所の指示に従っていただきます

行程表
JA北つくば管内 ⇒ 道の駅しもつけ ⇒ 大谷資料館 ⇒ カネホン採石場 ⇒ ~7:10頃 ⇒ 石の蔵【昼食】 ⇒ 日光ろばた漬鬼怒川店 ⇒ 鬼怒川温泉駅SL大樹 ⇒ 今市駅 ⇒ ⇒ 下今市駅(転車・SL展示館見学) ⇒ 今市IC ⇒ トイレ休憩 ⇒ 最寄りのIC ⇒ ⇒ JA北つくば管内 18:50頃～ (食事 朝× 昼○ 夕×) ※道路事情・気象状況により所要時間が変更となる場合がございます。

※新型コロナウィルス感染防止の為、旅行内容が変更または中止となる場合がございます。

#### ○ご旅行条件○

この旅行は、JA北つくば旅行センターが主催します。

旅行代金には、バス代等交通費、昼食代、が含まれております。個人的諸費用は含まれておりません。尚、当社は全旅協旅行災害補償制度に加入しております。ご出発の数日前に最終旅程表をご案内致します。取消料金については、裏面をご覧ください。

○旅行実施・企画  
茨城県知事登録旅行業2-432号  
一般社団法人全国旅行業協会正会員  
JA北つくば旅行センター  
〒308-0832 茨城県筑西市西復生1212-1  
TEL:0296-25-3538 FAX:0296-25-3537  
総合旅行業務取扱管理者 佐藤信二

# 旅行条件書(要旨)

お申込の際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前内容をご確認の上お申込ください。

## 1. 募集型企画旅行

(1) この旅行は、JA北つくば旅行センター(茨城県筑西市西榎生1212-1 茨城県知事登録旅行業2-432号、以下「当社」といいます。)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結をすることになります。

(2) 契約の内容・条件はコースごとに記載されている条件のほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

## 2. お申込み・契約成立の時期

当社所定の申込書に下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」それぞれ一部又は全部として取り扱います。電話、ファクシミリ等の通信手段にてのお申込みの場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いをしていただきます。旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立いたします。

旅行代金	1万円未満	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
お申込金	2,000円以上 旅行代金まで	6,000円以上 旅行代金まで	12,000円以上 旅行代金まで	20,000円以上 旅行代金まで	30,000円以上 旅行代金まで	旅行代金の 20%

## 3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から記載してさかのぼって14日前にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払いいただきます。

## 4. 旅行代金に含まれるもの

旅行期日に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り普通席)(この運賃・料金には、運送機関・料金(原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります、以下同様とします。)を含みません。)宿泊費、食事代、消費税等の諸税および特に明示したその他の費用(宿泊税の対象となる場合の宿泊税を含む)、添乗員同行コースの同行費用等。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しません。

## 5. 旅行代金に含まれないもの

上記のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

旅行中の個人的性質の諸費用(お客様自身の電話料その他通信料、ホテルでの小物代、追加飲食代、運送機関の定める有料手荷物料、心付等)、運送機関の課す付加運賃・料金オプショナルプラン(別途料金)の代金等、ご自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費、日本国内の空港施設使用料等。(ただし、空港施設料を含んでいることを明示したコースを除きます。)

## 6. 取消料

契約成立後、お客様の都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までにお支払いがなく当社が契約をした場合、旅行代金に対してお一人様につき次の料率で取消料または同額の違約料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、契約を解除されたお客様から下記の取消料をいただくほか、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の(1ご台・1室あたりの)ご利用人数の変更に対する差額代金を申し受ける場合があります。

※出発日・コース等の変更も下記取消料の対象となります。

※オプションプラン及び宿泊費等各種追加料金も下記料率により取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。

区分		取消料(お一人)
旅行開始日の 前日から	①2日前までに解除の場合(日帰り旅行にあたっては1日前)	無料
	②2日前~8日前までの解除(日帰り旅行にあたっては10日前)に解除の場合(③~⑥を除く)	旅行代金の20%
	③7日前~2日前に解除の場合(④~⑥を除く)	旅行代金の30%
	④旅行開始日前日の解除の場合	旅行代金の40%
	⑤旅行開始日当日の解除の場合(⑥を除く)	旅行代金の50%
	⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

**1. 本旅行条件書の意義**

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

**2. 募集型企画旅行契約**

(1) この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。(2) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業者契約募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。（以下「最終旅行日程表」といいます。）

**3. 旅行のお申込みと契約の成立時期**

(1) 当社又は当社の受託旅行業者（以下「当社ら」といいます。）にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2) 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他

の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要です。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本

項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。

(4) 当社らは、団体・グループを構成する旅

行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構

成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

(6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

**4. お申込条件**

(1) 20才未満の方は親権者の同意が必要です。

15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

またお客様が暴力団員、暴力

団関係者、その他反社会的勢力であると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(2) 健康を害している方、車椅子などの器具を

ご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特

別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、

参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申

し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態

になった場合も直ちにお申し出ください。）。

あらためて当社からご案内申し上げますので旅

行中に必要となる措置の内容を具体的にお申

し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、

可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。こ

れに際して、お客様の状況及び必要とされる措

置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し

出していくことがあります。当社は、旅行の

安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者

の同行、医師の診断書の提出、コースの一部につい

て内容を変更すること等を条件とすることがあ

ります。また、お客様からお申し出いただいた

措置を手配することができない場合は旅行契約

のお申込をお断りし、又は旅行契約を解除せ  
ていただくことがあります。なお、お客様から  
お申し出に基づき、当社がお客様のために講  
じた特別な措置を要する費用は原則としてお客様負担とさせていただきます。

(3) お客様が当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、ご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとさせていただきます。

これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(4) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(5) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は、ソリット、本旅行条件書等により構成されます。また、最終旅行日程表をお渡しするコースについては遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前にあたる日より前、又は当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金について

(1) 本コースの子供旅行代金の設定については、ソリットでご確認ください。ソリットに記載がない場合には子供旅行代金の設定はありません。

(2) 旅行代金は、各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認下さい。

(3) 「旅行代金」は、第3項の「申込金」第14項(1)の「取消料」、第14項(2)の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はソリットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりヨコハマ・カラビ、宿泊費、食事代、入場料、添乗料等）及び消費税等諸税。

(2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。

(3) その他ソリットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくてはならない費用を含みます。

(4) その他のソリットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくてはならない費用を含みます。

(5) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチージ）但し旅行代金に含めた場合を除く。

(6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます。）

(1) ソリット等で当社が「グレードアッププラン」と称する料金又は部屋の「グレードアップ」のための追加代金

(2) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金

(3) ソリット等で当社が「延泊プラン」と称する料金

(4) ソリット等で当社が「スペシャル追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃・料金差額

(5) その他ソリット等で「×××追加代金」と称する場合を除きます。

するもの（ストレッチウインズ追加代金、航空会社指定

15. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いただいたことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由

d. が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ

e. が極めて大きいとき。

f. 当社がお客様に対し、第5項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しなかったとき。

g. 当社の責に帰すべき事由により、ソリットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となつたとき。

③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえられないとお客様に通知いたします。

④当社は本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻します。

(2) 当社の解除権

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d. お客様が契約内容に關する合理的な範囲を超える負担を求めるとき。

e. お客様の人数がソリットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日前に当たる日より前に旅行代金を支払った場合に限り、当社はその差額だけ旅行代金を変更します。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をソリット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をソリット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人员が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

(5) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d. お客様が契約内容に關する合理的な範囲を超える負担を求めるとき。

e. お客様の人数がソリットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日前に当たる日より前に旅行代金を支払った場合に限り、当社はその差額だけ旅行代金を変更します。

f. マークを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。

g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、ソリットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

h. 旅行開始日の前日から起算して7日前までに自ら起算して20日前までに（日帰り旅行にあっては10日前）旅行代金を支払った場合は、当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻します。

i. また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻します。

16. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

②お客様の責に帰すべき事由によりソリットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代

**国内旅行に係る取消料**

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無 料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで（日帰り旅行にあっては10日前）	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

#### (2) 当社の解除権

①当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

旦、お客様が病気、必要な介助者の不在その他事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。②b、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると。③c、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。

#### ②解除の効果及び払い戻し

本項②の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかつた旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合當社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用不適・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮等、当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被つた場合。

目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

③本項②の①のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④当社が本項②の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

#### 17. 旅行代金の払い戻し

①当社は、「第12項の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

②本項①の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

③ケーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、醉い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれたケーポン券類が必要となります。ケーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

#### 18. 添乗員

①添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。②現地添乗員同行 表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項①における添乗員の業務に準じます。③現地係員案内 表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。④

個人型プランは添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なケーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行って頂きます。⑤現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行って頂きます。また、この場合のご連絡については当社となりますが、休日等の営業時間外の理由で連絡がつかない場合には下記へご連絡願います。

Tel

#### 19. 当社の責任

①当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に對して通知があつた場合に限ります。

②お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては当社は原則として本項①の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによつて生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不適・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮等、当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被つた場合。

③本項②の①のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④当社が本項②の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

⑤ケーポン券類紛失の場合、当該ケーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様の負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

#### 22. オプショナルツアーや情報提供

①当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアーや情報提供」といいます。)の第20項(特別補償)の適用について、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。当社オプショナルツアーや情報提供は、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。

②オプショナルツアーや情報提供の運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は当該オプショナルツアーや情報提供に係る運行事業者に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同行の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、れたとし、また、当該変更部分に關わる旅程保証かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

③当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

④当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑤当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑥当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑦当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑧当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑨当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑩当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑪当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑫当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑬当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑭当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑮当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑯当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑰当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑱当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑲当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑳当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといいたします。

#### 21. お客様の責任

①お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社契約の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

②お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

③お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地代理店、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

④当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社に對して通知があつた場合に限りお客様が、必要な措置を講ずることとします。

⑤当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑥当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑦当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑧当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑨当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑩当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑪当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑫当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑬当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑭当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑮当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑯当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑰当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑱当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑲当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

⑳当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉑当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉒当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉓当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉔当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉕当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉖当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉗当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉘当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉙当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉚当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉛当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

㉜当社は、旅行中のお客様が、疾病、怪我等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることとします。

費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせ下さい。

#### 25. 個人情報の取扱い

①当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は①当社の提携する企業の商品やサービス、ヤパンのご案内②旅行参加後の見やご感想の提供のお願い③アクトのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただきます。②当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社は利用させていただきます。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については当社へお問い合わせ下さい。③当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便益のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することができます。申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

#### 26. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日はパンフレット等に明示した日となります。パンフレット等に明示がない場合は2021年4月1日となります。

#### 27. 国内旅行保険

(1) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することができます。お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。②お客様が、航空会社が任意で搭乗予定以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(リックストラベーラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅費管理債務は履行されません。当社は当該オプショナルツアーや情報提供に係る運行事業者に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しても、同行の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、れたとし、また、当該変更部分に關わる旅程保証かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

③当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

④当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑤当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑥当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑦当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑧当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑨当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑩当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なパンフレット等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なパンフレット等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーや情報提供の利用日が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合は、その旨は免責となりますので、ご了承下さい。)

⑪当